

第5期 尼崎市障害福祉計画

平成30年度～32年度

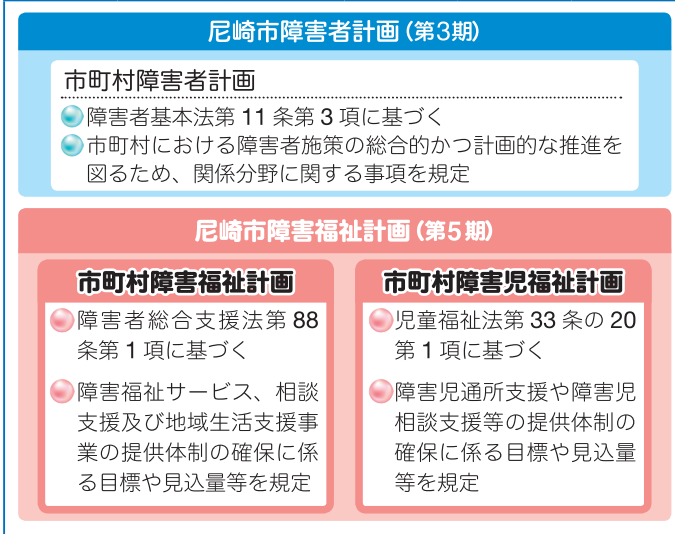
平成30年●月
尼崎市

この計画はどんな計画？

計画の位置付け

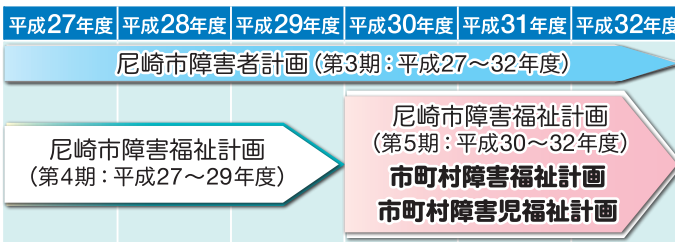
本計画（尼崎市障害福祉計画（第5期））は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画であり、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画をあわせ持つ計画として策定したもので、本市における障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として位置付けられるものです。

また、本市では、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画（尼崎市障害者計画（第3期））を本計画と一体的に策定しており、本市における障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けています。



計画期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。



踏まえるべき制度改正

障害のある人の望む地域生活の支援

- 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設
- 重度訪問介護の訪問先の拡大
- 高齢の障害のある人の介護保険サービスの円滑な利用

障害のある子どもの支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応

- 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービス（居宅訪問型児童発達支援）の創設
- 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- 医療的ケアを要する障害のある子どもに対する支援
- 障害のある子どものサービス提供体制の計画的な構築

サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- 自治体による調査事務・審査事務の効率化

その他の踏まえるべき事項

- 障害のある人に対する虐待の防止
- 障害を理由とする差別の解消の推進、ほか

サービス提供における基本的な考え方

● 本計画の目標等の設定にあたり配慮すべき点

- 希望する人に日中活動系サービスを確保
- グループホーム等の充実を図り、入所施設等から地域生活への移行を推進
- 福祉施設から一般就労への移行を推進
- 住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えるサービス提供体制を構築
- 障害のある子どもに係る支援の提供体制を整備

● 障害福祉サービス及び障害児通所支援等

障害のある人が、生活の場や生活のしかたを自ら決定し、障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として当たり前で暮らしていけるよう、その意思疎通の支援に配慮するとともに、必要な社会資源の開発やサービス提供体制を確保していく必要があります。

取組における主な留意点

- 障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの望む地域生活を営むことができるという視点
- 医療的ケアが必要な障害のある子ども等が身近な地域で適切な支援が受けられるよう、児童発達支援センターを中心とした重層的な支援体制の構築
- 高齢の障害がある人へのサービス提供に向け、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの円滑な利用の促進

● 相談支援

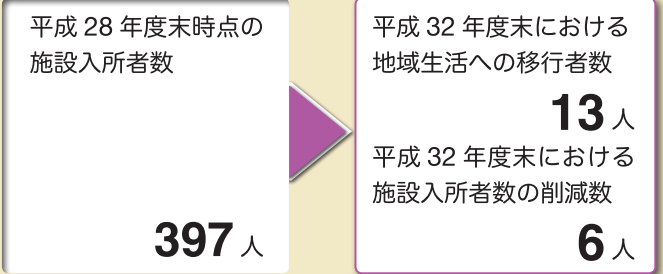
サービスの適切な利用を支え、様々なニーズにも対応できる相談支援体制を構築していく必要があります。

取組における主な留意点

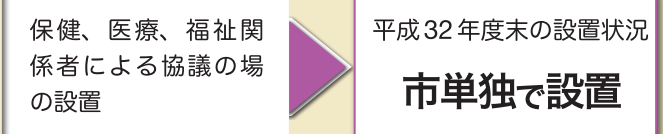
- 自立支援協議会における社会資源の情報や支援体制に関する課題の共有、これらの活動を通じた委託相談支援事業者と関係機関等とのネットワークの強化
- 「基幹相談支援センター」や「地域生活支援拠点」が持つ機能の円滑かつ効果的な推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や医療的ケアが必要な障害のある子どもへの円滑な支援に向けた、保健や医療、福祉等の関係者による協議の場の設置

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標 1

施設入所者の地域生活への移行



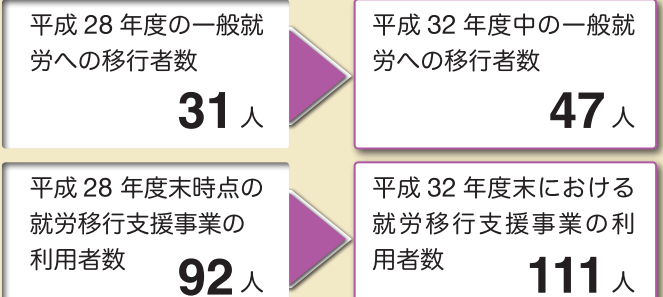
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築



地域生活支援拠点等の整備

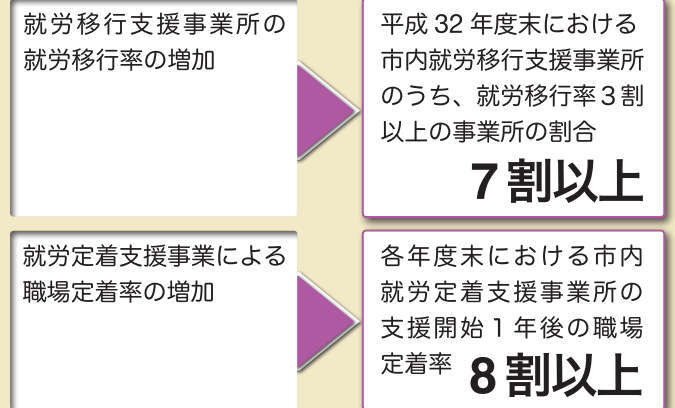


福祉施設から一般就労への移行等



障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標 2

福祉施設から一般就労への移行等



障害児支援の提供体制の整備等

